

那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借に係る  
制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借契約
- (2) 履行内容 別紙 1「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借 業務仕様書」のとおり  
※機種は同等品での入札も可。  
その場合は、下記の「6 提携予定リース会社の報告書及び同等品確認明細書」を参照。
- (3) 履行場所 那覇市若狭公民館(那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号)  
那覇市繁多川公民館(那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号)
- (4) 履行期間 令和 6 年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日  
※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づく長期継続契約  
※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
  - ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
  - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条第 1 項の規定による令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。

- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
- (5) 市内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

### 4 入札説明会

入札説明会は実施しません。

### 5 質問の方法・回答

- (1) 質問期限：令和6年10月9日（水）午後5時まで
- (2) 質問方法：質問書（様式1）を電子メール又はFAXで送信すること。  
電子メール：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp  
FAX：098-917-3521  
※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。  
TEL：098-917-3502
- (3) 回答：令和6年10月15日（火）  
午後5時までに那覇市ホームページに回答を掲載する。  
※質問の提出がない場合は、ホームページへの掲載は行いません。

### 6 提携予定リース会社の報告書及び同等品確認明細書の提出

- (1) 提携予定リース会社の報告書（様式5）  
リース会社は那覇市の入札参加資格者名簿に記載されている者であり、これまでにリースの実績を有すること。
- (2) 同等品確認明細書（様式6）  
仕様が確認できるカタログ等の写しを提出し、担当課の了解を得ること。
- (3) 提出方法：電子メール又はFAXで送信すること。  
電子メール：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp  
FAX：098-917-3521  
※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。  
TEL：098-917-3502
- (4) 提出期限：令和6年10月18日（金）午後5時まで

## 7 入札参加申請方法

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申請書（様式2）を提出しなければならない。

なお、公告に定める期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) 申請期限：令和6年10月18日（金）午後5時まで

(2) 申請先：那覇市教育委員会 生涯学習課 生涯学習グループ

電子メール：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp

TEL：098-917-3502 FAX：098-917-3521

(3) 申請方法：制限付一般競争入札参加申請書（様式2）を提出すること。

※電子メール又は FAX 送信後は、必ず確認の電話すること。なお、原本は入札開始までに提出すること。

## 8 入札の日時及び場所等

(1) 日時：令和6年10月25日（金） 受付：午前9時50分 入札：午前10時

(2) 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所内10階（1002A B会議室）

(3) 入札書（様式3）による紙入札

## 9 入札時提出書類

(1) 入札書（様式3）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（様式4）

(3) 制限付一般競争入札参加申請書（様式2）の原本（電子メール又は FAX 送信にて申請した場合）

## 10 入札保証金、契約保証金

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

(2) 契約保証金

那覇市契約規則第30条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

## 11 入札書の記載方法

(1) 入札参加者は、仕様書等の入札条件を熟知のうえ、入札に参加すること。

(2) 所定の「入札書（様式3）」に必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。

(3) 入札金額は、那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館に設置する合計台数（6台）の賃貸借料金60か月の合計額（送料、搬入、設置など納品に係る全ての費用を含む）

とし、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。

- (4) 代理人による入札を行わせる場合は、所定の「委任状（様式4）」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

## 12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

## 14 法令順守

労働基準法その他の法律規則を遵守すること。

15 その他

那覇市に提出された書類は返却しません。

16 お問い合わせ先

900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市教育委員会 10階 生涯学習課 生涯学習G 担当：石垣

TEL：098-917-3502 FAX：098-917-3521

電子メール：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp